様式第３号（第10条関係）

誓　　約　　書

１　学童クラブの活動に伴う指導員の指示には必ず従います。

２　児童の送迎は、保護者の責任とし、送迎時の事故は保護者の責任において処理します。

３　学童クラブの閉所時間までには、必ず迎えに行きます。

４　学童クラブがかける傷害保険に加入し、補償は当該傷害保険適用内とします。

５　許可なく学校外に出た時又は、無断で帰宅した場合に発生した事故は、保護者の責任において処理します。

　児童名

　　上記の事項を守り学童クラブの運営に協力いたします。

令和　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　保護者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　大任町長　永原　譲二　様